

令和 8 年度

岐阜県立高等学校入学者選抜要項

岐阜県教育委員会

令和 8 年度岐阜県立高等学校入学者選抜関係日程

月	日	曜	入学者選抜関係事項	月	日	曜	入学者選抜関係事項
2	1	日		3	1	日	
	2	月			2	月	
	3	火			3	火	
	4	水			4	水	第一次選抜、連携型選抜検査 通信制前期選抜検査
	5	木			5	木	(第一次選抜、連携型選抜検査) 通信制前期選抜検査
	6	金	↑ 第一次選抜、連携型選抜、通信制前期選抜出願期間		6	金	(追検査受検申請の締切は正午)
	7	土			7	土	
	8	日			8	日	
	9	月			9	月	
	10	火			10	火	第一次選抜、連携型選抜 追検査 通信制前期選抜 追検査
	11	水	(建国記念の日)		11	水	(第一次選抜、連携型選抜 追検査) 通信制前期選抜 追検査
	12	木	↓ (受付締切は正午)		12	木	
	13	金	↑ 第一次選抜、連携型選抜、通信制前期選抜 出願変更期間		13	金	第一次選抜、連携型選抜、通信制前期選抜合格発表 第二次選抜募集人員発表
	14	土			14	土	↑ 第二次選抜出願期間
	15	日			15	日	
	16	月			16	月	↓ (受付締切は 16 時)
	17	火	↓ (受付締切は正午)		17	火	第二次選抜出願変更期日 (受付締切は正午)
	18	水	↑ 調査書提出期間		18	水	調査書提出期日 入学検査料納付の締切は正午
	19	木	↓		19	木	第二次選抜検査
	20	金			20	金	(春分の日)
	21	土			21	土	
	22	日			22	日	
	23	月	(天皇誕生日)		23	月	
	24	火	入学検査料納付の締切は 17 時		24	火	↑ 第二次選抜合格発表 通信制後期選抜出願期間
	25	水			25	水	↓ (受付締切は正午) 調査書提出期日
	26	木			26	木	通信制後期選抜検査
	27	金			27	金	通信制後期選抜合格発表
	28	土			28	土	
					29	日	
					30	月	
					31	火	

<岐阜県の県立高等学校入学者選抜に関する問合せ先> *

○岐阜県教育委員会 高校教育課 高校入試係

住 所：〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

TEL：058-272-1111(代)(内線8660) 058-272-8859(直通)

* 市立高等学校に関する問合せも受付けます。

<ホームページ上での情報提供>

○「岐阜県公立高等学校入学者選抜」

岐阜県教育委員会>児童生徒、保護者の方>公立高等学校入試>岐阜県公立高等学校入学者選抜トップ>入学者選抜

<<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/61428.html>>

目 次

令和8年度岐阜県立高等学校入学者選抜要項

I 全日制の課程

第1	入学定員	1
第2	出願資格	1
1	岐阜県立高等学校出願資格	1
2	一家転住等に係る出願資格承認	1
第3	出願方法	3
第4	第一次選抜	3
1	募集人員	3
2	出 願	3
3	調査書	5
4	検査の内容等	5
5	追検査	7
6	選抜方法	8
7	合格辞退の手続	9
8	合格発表等	9
9	入学辞退の手続	10
第5	連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜	11
1	実施校	11
2	受検資格	11
3	募集人員	11
4	出 願	11
5	調査書等	11
6	検査の内容等	12
7	追検査	12
8	選抜方法	13
9	合格辞退の手続	13
10	合格発表等	13
11	入学辞退の手続	13
第6	帰国生徒等に係る入学者の選抜	14
1	実施校	14
2	受検資格	14
3	募集人員	14

4	「帰国生徒選抜受検資格承認願」の提出手続等	14
5	出 願	15
6	調査書	15
7	検査の内容等	15
8	追検査	16
9	選抜方法	16
10	合格辞退の手続	17
11	合格発表等	17
12	入学辞退の手続	17
第7	外国人生徒等に係る入学者の選抜	18
1	実施校	18
2	受検資格	18
3	募集人員	18
4	「外国人生徒選抜受検資格承認願」の提出手続等	18
5	出 願	19
6	調査書	19
7	検査の内容等	19
8	追検査	20
9	選抜方法	21
10	合格辞退の手続	21
11	合格発表等	21
12	入学辞退の手続	21
第8	県外募集実施校に係る入学者の選抜	22
1	実施校等	22
2	出願資格	22
3	募集人員	22
4	「入学誓約書」の提出手続等	22
5	出 願	22
6	調査書	22
7	検査の内容等	22
8	追検査	23
9	選抜方法	23
10	合格発表等	24
第9	第二次選抜	25
1	受検資格	25
2	募集人員	25
3	出 願	25
4	調査書	26

5	検査の内容等	2 6
6	選抜方法	2 7
7	合格発表等	2 7
8	入学辞退の手續	2 7
第 1 0	その他	2 7

Ⅱ 定時制の課程

第 1	入学定員	2 8
第 2	出願資格	2 8
1	岐阜県立高等学校出願資格	2 8
2	一家転住等に係る出願資格承認	2 8
第 3	出願方法	2 9
第 4	第一次選抜	3 0
1	募集人員	3 0
2	出 願	3 0
3	調査書	3 2
4	検査の内容等	3 2
5	追検査	3 3
6	選抜方法	3 3
7	合格辞退の手續	3 3
8	合格発表等	3 3
9	入学辞退の手續	3 4
第 5	第二次選抜	3 5
1	受検資格	3 5
2	募集人員	3 5
3	出 願	3 5
4	調査書	3 5
5	検査の内容等	3 6
6	選抜方法	3 6
7	合格発表等	3 6
8	入学辞退の手續	3 6
第 6	その他	3 6

Ⅲ 通信制の課程

第1	入学定員	37
第2	出願資格	37
1	岐阜県立高等学校出願資格	37
2	一家転住等に係る出願資格承認	37
第3	出願方法	39
第4	募集人員	39
第5	前期選抜	39
1	出願	39
2	調査書	40
3	検査の内容等	41
4	追検査	41
5	選抜方法	42
6	合格辞退の手續	42
7	合格発表等	42
8	入学辞退の手續	42
第6	後期選抜	43
1	受検資格	43
2	出願	43
3	調査書	43
4	検査の内容等	43
5	選抜方法	43
6	合格発表等	44
7	入学辞退の手續	44
第7	その他	44

Ⅳ 評定分布一覧表等の作成及び提出

1	評定分布一覧表及び第3学年の学級別成績一覧表の作成	45
2	県教育委員会等への提出	45

Ⅴ 入学者選抜に係る情報の提供

1	受検者本人への情報の提供	46
2	中学校長への情報の提供	46

Ⅵ 各種様式等

別記第 1 号様式「調査書」	4 7
調査書作成要領	4 8
別記第 2 号様式「評定分布一覧表」	4 9
別記第 3 号様式「合格通知書」	5 0
別記第 4 号様式「受検上の配慮申請書」	5 1
別記第 5 号様式「自己申告書」	5 2
別記第 6 号様式「特別配慮措置申請書」	5 3
別記第 7 号様式「連携型選抜受検資格報告書」	5 4
別記第 8 号様式「出願資格承認願」	出願先高等学校長あて 5 5
別記第 9 号様式「出願資格承認願」	岐阜県教育委員会あて 5 6
別記第 10 号様式「出願資格承認書」	5 8
別記第 11 号様式「身元引受書」	5 9
別記第 12 号様式「入学誓約書」	6 0
別記第 13 号様式「出願手続通知書」	6 1
別記第 14 号様式「帰国生徒選抜受検資格承認願」	6 2
別記第 15 号様式「帰国生徒選抜受検資格承認書」	6 3
別記第 16 号様式「外国人生徒選抜受検資格承認願」	6 4
別記第 17 号様式「外国人生徒選抜受検資格承認書」	6 5
別記第 18 号様式「追検査受検申請書」	6 6
別記第 19 号様式「追検査受検申請書」	県内の中学校を経由しない者用 6 7
別記第 20 号様式「追検査受検承認書」	6 8
別記第 21 号様式「合格辞退届」「入学辞退届」	6 9

令和8年度岐阜県立高等学校入学者選抜要項

I 全 日 制 の 課 程

第1 入学定員

岐阜県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）において決定し、別に発表するところによる。

第2 出願資格

1 岐阜県立高等学校出願資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者のうち、原則保護者とともに岐阜県内に居住する者又は保護者とともに岐阜県内に居住することが確実な者とする。

- (1) 中学校、これに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）のいずれかを卒業若しくは修了（以下「卒業」という。）した者又は令和8年3月に卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

2 一家転住等に係る出願資格承認

県外からの一家転住その他のやむを得ない事情等により、岐阜県立高等学校に出願を希望する者は、あらかじめ下記の「出願資格承認願」を提出しなければならない。なお、「県外募集実施校に係る入学者の選抜」の出願を希望する者は、「第8 県外募集実施校に係る入学者の選抜」に定めるところによる。

(1) 提出書類及び提出先

ア 県外の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者

提出書類	○「出願資格承認願」（別記第8号様式） ○添付書類等 ・一家転住等の事情を証明する書類（転勤証明書等、任意の様式） ・宛先明記の返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な530円分の切手を貼った24cm×33.2cmの角形2号封筒）
提出先	出願先高等学校

イ 日本人学校を卒業した者又は卒業見込みの者

提出書類	○「出願資格承認願」（別記第9号様式） ○添付書類等 ・「在学証明書」、「卒業証明書」又は「卒業見込証明書」 ・岐阜県内に居住（予定）することを証明する書類 ・「身元引受書」（※）（別記第11号様式）
------	--

	・宛先明記の返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な530円分の切手を貼った24cm×33.2cmの角形2号封筒）
提出先	岐阜県教育委員会 高校教育課 高校入試係 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

ウ 外国における正規の教育機関の9年目の課程を修了した者、修了見込みの者又は中学校卒業程度認定試験合格者

提出書類	○「出願資格承認願」（別記第9号様式） ○添付書類等 ・正規の教育機関の9年目の課程の修了を証明する書類等 ・岐阜県内に居住（予定）することを証明する書類 ・「身元引受書」（※）（別記第11号様式） ・宛先明記の返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な530円分の切手を貼った24cm×33.2cmの角形2号封筒）
提出先	岐阜県教育委員会 高校教育課 高校入試係 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

（※）保護者が帰国の遅れ等により一時的に県内に居住できない場合は、県内に居住している確かな身元引受人を定め、身元引受書を提出する。出願者が保護者とともに岐阜県内に居住することが確実な場合は、身元引受書の提出は不要である。

（2）提出期間

令和7年11月4日（火）から12月19日（金）までとする。

ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、令和7年12月20日（土）以降にその事情が判明した者については、第一次選抜においては令和8年1月30日（金）正午まで、第二次選抜においては令和8年2月27日（金）正午まで出願資格承認願を提出することができる。

（3）「出願資格承認願」の審査

出願資格承認願の提出があった場合は、当該承認願を受領した高等学校又は県教育委員会において出願資格承認審査会を設けて審査し、承認した者に対しては「出願資格承認書」（別記第10号様式）を、不承認とした者に対してはその旨の文書を、令和8年1月8日（木）までに発送する。

ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、第一次選抜において令和8年1月30日（金）正午までに「出願資格承認願」の提出があった者に対しては、令和8年2月5日（木）までに、また、第二次選抜において令和8年2月27日（金）正午までに「出願資格承認願」の提出があった者に対しては、令和8年3月9日（月）までに、出願資格承認書又は不承認とした旨の文書を発送する。

第3 出願方法

出願者は、岐阜県公立高等学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）により出願する。

第4 第一次選抜

1 募集人員

募集人員は、入学定員とする。

なお、連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜（「第5 連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜」参照）を実施する学科においては、入学定員から連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜の合格者数を減じた数を募集人員とする。

2 出 願

(1) 出願校の選定

ア 出願者は、全日制の課程の岐阜県立高等学校の中から、1つの高等学校の1つの学科を選定し、出願することができる。また、同一校の他の学科に限り第2志望及び第3志望とすることができる。ただし、音楽科及び美術科については、第1志望、第2志望及び第3志望として、同時に出願することはできない。

イ 独自検査（「4 検査の内容等」の「(2) 独自検査」参照）を実施する学科に出願する場合は、出願者は、独自検査を受検するかどうかを選定する。ただし、その学科の募集の単位が分割して区分されている場合は、その区分のうち1つを選定する。

なお、独自検査を受検する場合の第2志望及び第3志望については、次の(ア)、(イ)及び(ウ)に留意の上、出願する。

(ア) 高等学校長が独自検査における出願者の第2志望及び第3志望を認めるかどうかについては、県教育委員会において別に発表する。

(イ) アの規定にかかわらず、出願者は、異なる選抜要件の独自検査を実施する学科を、独自検査を含む選抜における第2志望及び第3志望とすることはできない。

(ウ) 「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「6 選抜方法」の「(3) 標準検査及び独自検査を実施する学科」に示すとおり、独自検査を受検した者について先に合格者を決定する。このことから、アの規定により第2志望及び第3志望を希望するが、独自検査を含む選抜については第2志望及び第3志望を希望しないこともできる。

(2) 受検上の配慮申請書・自己申告書

ア 障がいなどにより受検上の配慮を希望する者は、事前に在学（出身）学校の学校長（以下「中学校長」という。）に申し出る。中学校長はやむを得ない事情がある場合を除き、令和7年7月1日から令和8年1月末日までに、「受検上の配慮申請書」（別記第4号様式）を出願しようとする高等学校長に提出する。高等学校長は、県教

育委員会と協議の上、受検上の配慮をすることができる。

- イ 出願者のうち、欠席日数の多い者等は、「自己申告書」（別記第5号様式）を提出することができる。出願者及び保護者は自己申告書を記入し、簡易書留等（封筒表面に「自己申告書在中」または「親展」と朱書きすること）により令和8年2月19日（木）まで（消印有効）に、出願先高等学校長に提出する。

(3) 受検上の特別配慮措置

ア 特別配慮措置の対象者

国外における生活が継続して3年以上で、入（帰）国後6年以内の者とする。

イ 特別配慮措置の内容

県教育委員会において審査した上で、学力検査問題の問題文等の漢字について、ルビを振る。

ウ 「特別配慮措置申請書」の提出手続等

特別配慮措置を希望する者は、あらかじめ以下の手続により、「特別配慮措置申請書」（別記第6号様式）を提出しなければならない。

(ア) 提出書類及び提出先

提出書類	○「特別配慮措置申請書」（別記第6号様式） ○添付書類等 ・「外国人出入国記録マスタファイルの写し」又は「日本人出帰国記録マスタファイルの写し」（出入国在留管理庁に出入（帰）国記録に係る開示請求を行うこと。）（※） ・宛先明記の返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な530円分の切手を貼った24cm×33.2cmの角形2号封筒）（※2）
提出先	岐阜県教育委員会 高校教育課 高校入試係 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

（※）「Ⅰ 全日制の課程」の「第6 帰国生徒等に係る入学者の選抜」又は「第7 外国人生徒等に係る入学者の選抜」の受検資格承認願の添付書類と共用してよい。

（※2）「Ⅰ 全日制の課程」の「第2 出願資格」、「第6 帰国生徒等に係る入学者の選抜」又は「第7 外国人生徒等に係る入学者の選抜」の資格承認願を申請している場合は、返信用封筒は1枚でよい。

(イ) 提出期間

令和7年11月4日（火）から12月19日（金）までとする。ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、令和7年12月20日（土）以降にその事情が判明した者については、令和8年1月30日（金）正午まで、特別配慮措置申請書を提出することができる。

(ウ) 「受検上の特別配慮措置」の審査

県教育委員会において審査し、承認書又は不承認とした旨の文書を令和8年1月8日（木）までに発送する。ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、令和8年1月30日（金）正午までに特別配慮措置申請書の提出のあった者に対しては、令和8年2月5日（木）までに承認書又は不承認とした旨の文書を発送する。

(4) 出願期間

出願者は、令和8年2月6日（金）正午から2月12日（木）正午までに出願する。

(5) 出願先の変更

ア 出願者は、出願変更期間（令和8年2月13日（金）午前9時から2月17日（火）正午まで）に、出願した内容を1回に限り変更することができる。なお、定時制の第一次選抜又は通信制前期選抜に出願変更することもできる。

イ 出願した者が、やむを得ない事情により、検査当日に欠席することが確実となった場合は、出願変更期間内に出願の取下げができる。ただし、再出願することはできない。

(6) 入学考査料の納付と受検票の印刷

ア 出願者は、出願変更期間後から令和8年2月24日（火）17時までに入学考査料として、2,200円をWEB出願システムを通して納付する。なお、一度納付された入学考査料の返還は行わない。また、入学考査料の納付において、カード番号等の不正利用等により入学考査料の納付が完了しなかった場合は、入学許可後においても入学許可を取り消すことがある。

イ 出願者は、入学考査料の納付後にWEB出願システムにより受検票を印刷する。

3 調査書

中学校長は、各出願者の「調査書」（別記第1号様式）を、調査書提出期間（令和8年2月18日（水）から2月19日（木）まで）に、各出願先高等学校長に提出しなければならない。受付は、午前9時から午後4時までとする。

調査書を郵送する場合、中学校長は、あらかじめ、出願先高等学校長に郵送することを伝えた上で、簡易書留等により提出する。

4 検査の内容等

(1) 標準検査

出願者は、標準検査を受けなければならない。

ア 標準検査の内容

この要項に定める第一次選抜学力検査を実施する。また、高等学校長は、その定め

るところにより、面接を実施することができる。なお、音楽科及び美術科においては、いずれかの学科を志望する者に、志望順位にかかわらず、実技検査を実施する。

面接の実施の有無については、県教育委員会において別に発表する。また、各高等学校における面接、実技検査の概要、実施期日、実施方法等については、令和7年10月末日までにそれぞれの高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

イ 第一次選抜学力検査

第一次選抜学力検査は、県教育委員会で作成した問題により、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」及び「英語（放送を聞いて答える問題を含む。以下同じ。）」の5教科において実施する。

ウ 検査の実施期日及び日程

令和8年3月4日（水）及び3月5日（木）

検査の日程については、各高等学校長が定める。ただし、第一次選抜学力検査は、次の日程で実施する。

期 日	時 間 帯	教 科
令和8年 3月4日（水）	9：20～10：10	国 語
	10：30～11：20	数 学
	11：40～12：30	英 語
	12：30～13：20	(昼 食)
	13：20～14：10	理 科
	14：30～15：20	社 会

エ 第一次選抜学力検査の配点

第一次選抜学力検査の配点は、各教科100点とする。

ただし、理数科及びグローバルビジネス科においては、各高等学校長の定めるところにより、傾斜配点を実施することができる。この場合、傾斜配点を実施する教科については、次のとおりとする。

(ア) 理数科においては、数学及び理科のうちから1教科又は2教科

(イ) グローバルビジネス科においては、英語

また、傾斜配点を実施する教科の得点に傾斜をかける倍率は、1.5倍を限度とする。

なお、傾斜配点を実施する高等学校の名称及び学科並びに傾斜配点を実施する教科及び配点については、県教育委員会において別に発表する。

オ 検査場

原則として、出願先高等学校とする。

カ 携行品

(ア) 受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、直定規

(イ) その他受検に必要な携行品については、各高等学校長が定める。

(2) 独自検査

高等学校長は、その定めるところにより、学科等の専門領域における実技能力や部活動又は外部のクラブチーム等の実績を特に重視して評価することを目的として、独自検査を実施することができる。なお、「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「2 出願」の「(1) 出願校の選定」のイにおいて独自検査の受検を選定した者は、標準検査に加えて、独自検査を受けなければならない。

ア 募集人員の割合

高等学校長は、独自検査を含む選抜による募集人員の割合を当該学科の入学定員の30%を上限として定める。

イ 独自検査の内容

高等学校長は、面接、小論文、実技検査及び自己表現のうちから、実施する検査を決定する。

なお、募集人員の割合、実施する検査、選抜の要件等については、県教育委員会において別に発表する。また、各高等学校における検査の概要、実施期日、実施方法等については、令和7年10月末日までにそれぞれの高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

ウ 独自検査の実施期日及び日程

令和8年3月4日（水）及び3月5日（木）

日程については、各高等学校長が定める。

エ 検査場

原則として、出願先高等学校とする。

オ 携行品

(ア) 受検票

(イ) その他受検に必要な携行品については、各高等学校長が定める。

5 追検査

(1) 追検査の対象者

第一次選抜の検査当日に、インフルエンザ等の感染症や負傷など、やむを得ない事情により、第一次選抜を受検することができなかった者又は受検中の急病等により途中から受検できなかった者のうち、追検査の措置を希望する者とする。

(2) 追検査の受検手続

ア 中学校長は、追検査の措置を希望する者が出た場合には、速やかに出願先高等学校長に、電話で報告する。

イ 中学校長は、「追検査受検申請書」（別記第18号様式）を、医師の診断書等の理由を証明する書類とともに、令和8年3月6日（金）正午までに、出願先高等学校長へ提出する。なお、やむを得ない事情により理由を証明できる書類が添付できない場合には、理由等を記入した副申書（任意の様式）を提出する。

- ウ 高等学校長は、追検査の措置を希望する者に追検査の措置を認める場合、「追検査受検承認書」（別記第20号様式）を発行する。また、受検に必要な携行品（追検査受検承認書（出願者用）を含む。）、集合時間及び集合場所等について指示する。
- エ 県外からの出願者等の場合も、中学校長を経由して、出願先高等学校長へ電話での報告を原則とするが、中学校長を経由しての報告が難しい場合は、中学校長を経由せずに、保護者等が電話で報告することも可とする。ただし、この場合であっても、前記イの措置をとることを原則とするが、中学校長を経由しての手続が難しい場合は、出願者又は保護者等が手続を行うことができる。なお、この場合の申請書は、「追検査受検申請書 県内の中学校を経由しない者用」（別記第19号様式）とする。

(3) 追検査の内容等

ア 第一次選抜の学力検査及び面接並びに実技検査の追検査

(ア) 追検査の内容等

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「4 検査の内容等」の「(1) 標準検査」に準ずる。ただし、受検中の急病等による場合は、既に受検した教科及び受検中の教科以外の学力検査を実施する。

(イ) 追検査の実施期日及び日程

令和8年3月4日（水）の検査は令和8年3月10日（火）に、令和8年3月5日（木）の検査は令和8年3月11日（水）に実施する。なお、第一次選抜学力検査は、次の日程で実施する。

期 日	時 間 帯	教 科
令和8年 3月10日（火）	9：20～10：10	国 語
	10：30～11：20	数 学
	11：40～12：30	英 語
	12：30～13：20	(昼 食)
	13：20～14：10	理 科
	14：30～15：20	社 会

イ 独自検査の追検査

(ア) 追検査の内容等

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「4 検査の内容等」の「(2) 独自検査」に準ずる。ただし、受検中の急病等による場合は、既に受検した検査及び受検中の検査以外の検査を実施する。

(イ) 追検査の実施期日

令和8年3月4日（水）の検査は令和8年3月10日（火）に、令和8年3月5日（木）の検査は令和8年3月11日（水）に実施する。

6 選抜方法

高等学校長は、校長、副校長、教頭及び適宜の人数の教諭から成る入学者選抜委員会を

組織し、選抜の厳正を期する。

(1) 調査書の評定の取扱い

調査書に記入された「2 各教科の学習の記録」の評定（目標に準拠した5段階の評定）については、「第1学年と第2学年（義務教育学校においては第7学年と第8学年）の各教科の評定の合計値」と「第3学年（義務教育学校においては第9学年）の各教科の評定の合計値を2倍した値」の和を用いる。

(2) 標準検査のみを実施する学科

高等学校長は、中学校長から提出された各出願者の調査書の記録（出願者から自己申告書が提出された場合は、これを含む。）及び標準検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。この際、出願者の第2志望及び第3志望を含めて、選抜に当たる。また、調査書の評定と第一次選抜学力検査の結果の比率については、7：3、6：4、5：5、4：6又は3：7のうちから各高等学校長が定める。

なお、各学科の比率については、県教育委員会において別に発表する。

(3) 標準検査及び独自検査を実施する学科

ア 高等学校長は、独自検査を受検した者について、中学校長から提出された各出願者の調査書の記録（出願者から自己申告書が提出された場合は、これを含む。）、標準検査及び独自検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。この際、独自検査を含む選抜における出願者の第2志望及び第3志望を含めて、選抜に当たる。

イ 高等学校長は、アにより合格となる者を除いた全ての受検者を対象として、中学校長から提出された各出願者の調査書の記録（出願者から自己申告書が提出された場合は、これを含む。）及び標準検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。この際、出願者の第2志望及び第3志望を含めて、選抜に当たる。また、調査書の評定と第一次選抜学力検査の結果の比率については、7：3、6：4、5：5、4：6又は3：7のうちから各高等学校長が定める。

なお、各学科の比率については、県教育委員会において別に発表する。

7 合格辞退の手続

岐阜県立高等学校に出願した者が、合格発表前に合格を辞退する場合は、速やかに「合格辞退届」（別記第21号様式）を中学校長に提出する。中学校長は、令和8年3月10日（火）正午までに、合格辞退届を高等学校長に提出する。

8 合格発表等

(1) 発表の日時

令和8年3月13日（金）午前9時

(2) 発表の方法等

高等学校長は、合否の発表をWEB出願システム上で行う。また、合格者に「合格通知書」（別記第3号様式）を交付する。

なお、「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「6 選抜方法」の「(3) 標準検査及び独自検査を実施する学科」のアによる選抜結果については、合格通知書にその旨を記載する。

出願者は、WEB出願システムから合否を確認する。

9 入学辞退の手続

岐阜県立高等学校に合格した者が、入学を辞退する場合は、速やかに「入学辞退届」（別記第21号様式）を中学校長に提出する。中学校長は、入学辞退届を高等学校長に提出する。

第5 連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜

1 実施校

連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）の実施校（以下「連携型高等学校」という。）及び、連携する中学校（以下「連携型中学校」という。）は、以下のとおりとする。

連携型高等学校	連携型中学校
岐阜県立揖斐高等学校	揖斐川町立揖斐川中学校、揖斐川町立北和中学校、揖斐川町立谷汲中学校
岐阜県立郡上北高等学校	郡上市立白鳥中学校
岐阜県立八百津高等学校	八百津町立八百津中学校、八百津町立八百津東部中学校
岐阜県立飛騨神岡高等学校	飛騨市立神岡中学校、飛騨市立山之村中学校

2 受検資格

連携型中学校を令和8年3月卒業見込みの者で、各連携型高等学校長が定める中高連携した教育活動の記録（以下「中高連携した教育活動の記録」という。）を提出できる者とする。

なお、連携型高等学校長は、中高連携した教育活動の記録の内容及び様式を令和7年7月末日までに連携型中学校長に通知する。

また、連携型中学校長は、第3学年の生徒の連携型選抜受検資格の有無について「連携型選抜受検資格報告書」（別記第7号様式）により、令和7年12月19日（金）までに連携型高等学校長に報告する。

3 募集人員

募集人員は、入学定員とする。

4 出 願

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「2 出願」に準ずる。ただし、出願学科の選定において、出願者は、連携型高等学校の1つの学科を選定し出願する。

なお、連携型中学校に在籍している者が連携型高等学校へ出願する場合は、連携型選抜の受検資格がない場合を除き、第一次選抜ではなく、連携型選抜によるものとする。

5 調査書等

連携型中学校長は、各出願者の「調査書」（別記第1号様式）と、中高連携した教育活動の記録を、調査書提出期間（令和8年2月18日（水）から2月19日（木）まで）に、連携型高等学校長に提出しなければならない。受付は、午前9時から午後4時までとする。

6 検査の内容等

(1) 検査の内容

面接を実施する。また、連携型高等学校長は、その定めるところにより、この要項に定める第一次選抜学力検査、各連携型高等学校で作成する学力に関する検査及び小論文を実施することができる。

なお、各連携型高等学校の実施する検査については、県教育委員会において別に発表する。また、各連携型高等学校の検査の概要、実施期日、実施方法等については、令和7年10月末日までにそれぞれの連携型高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

(2) 検査の実施期日及び日程

令和8年3月4日（水）及び3月5日（木）

検査の日程については、各連携型高等学校長が定める。ただし、第一次選抜学力検査を実施する連携型高等学校は、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」又は「英語」の5教科のうち、実施する教科を定め、次の日程で実施する。

期 日	時 間 帯	教 科
令和8年 3月4日（水）	9：20～10：10	国 語
	10：30～11：20	数 学
	11：40～12：30	英 語
	12：30～13：20	(昼 食)
	13：20～14：10	理 科
	14：30～15：20	社 会

(3) 検査場

原則として、出願先の連携型高等学校とする。

(4) 携行品

ア 受検票

イ 第一次選抜学力検査を受検する場合は、アに加えて、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、直定規

ウ その他受検に必要な携行品については、各連携型高等学校長が定める。

7 追検査

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「5 追検査」に準ずる。ただし、追検査の内容等については、「Ⅰ 全日制の課程」の「第5 連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜」の「6 検査の内容等」に準じ、受検中の急病等による場合は、既に受検した検査及び受検中の検査以外の検査を実施する。

8 選抜方法

連携型高等学校長は、校長、教頭及び適宜の人数の教諭から成る入学者選抜委員会を組織し、選抜の厳正を期する。

連携型高等学校長は、連携型中学校長から提出された各出願者の調査書の記録（出願者から自己申告書が提出された場合は、これを含む。）、中高連携した教育活動の記録及び各連携型高等学校で実施した検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

9 合格辞退の手続

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「7 合格辞退の手続」に同じである。

10 合格発表等

(1) 発表の日時

令和8年3月13日（金）午前9時

(2) 発表の方法等

連携型高等学校長は、可否の発表をWEB出願システム上で行う。また、合格者に「合格通知書」（別記第3号様式）を交付する。

出願者は、WEB出願システムから可否を確認する。

11 入学辞退の手続

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「9 入学辞退の手続」に同じである。

第6 帰国生徒等に係る入学者の選抜

帰国生徒等については、次に定めるところにより、全日制の課程の第一次選抜において、特別の入学者選抜方法によることができる。

1 実施校

帰国生徒等に対する第一次選抜における特別の入学者選抜（以下「帰国生徒選抜」という。）は、全日制の課程の全ての高等学校の学科で実施する。

2 受検資格

日本国籍を有し、国外における生活が継続して2年以上で、帰国後2年以内の者とする。ただし、国外における在住期間が長期にわたる者については、帰国後2年を経過した場合でも、その事情によっては、受検資格を認定することがある。

3 募集人員

募集人員は、各高等学校の入学定員とは別に、各校3名程度とする。

4 「帰国生徒選抜受検資格承認願」の提出手続等

帰国生徒選抜の受検を希望する者は、あらかじめ以下の手続により、「帰国生徒選抜受検資格承認願」（別記第14号様式）を提出しなければならない。

(1) 提出書類及び提出先

提出書類	○「帰国生徒選抜受検資格承認願」（別記第14号様式） ○添付書類 ・日本人出帰国記録マスタファイルの写し（出入国在留管理庁に出入（帰）国記録に係る開示請求を行うこと） ・宛先明記の返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な530円分の切手を貼った24cm×33.2cmの角形2号封筒）（※）
提出先	岐阜県教育委員会 高校教育課 高校入試係 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

（※）「Ⅰ 全日制の課程」の「第2 出願資格」の「2 一家転住等に係る出願資格承認」における出願資格承認が必要な者は、定められた書類を同封する。なお、返信用封筒は1枚でよい。

(2) 提出期間

令和7年11月4日（火）から12月19日（金）までとする。

ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、令和7年12月20日（土）以降にその事情が判明した者については、令和8年1月30日（金）正午まで、帰国生徒選抜受検資格承認願を提出することができる。

(3) 「帰国生徒選抜受検資格承認願」の審査

県教育委員会において、受検資格承認審査会を設けて審査し、承認した者に対しては「帰国生徒選抜受検資格承認書」（別記第15号様式）を、不承認とした者に対してはその旨の文書を、令和8年1月8日（木）までに発送する。

ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、令和8年1月30日（金）正午までに出願資格承認願とともに、帰国生徒選抜受検資格承認願の提出のあった者に対しては、令和8年2月5日（木）までに帰国生徒選抜受検資格承認書又は不承認とした旨の文書を発送する。

5 出 願

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「2 出願」に準ずる。ただし、帰国生徒選抜において、独自検査は実施しない。

6 調査書

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「3 調査書」に同じである。

7 検査の内容等

(1) 検査の内容

この要項に定める第一次選抜学力検査の「国語」、「数学」及び「英語」の3教科、面接並びに小論文を実施する。また、音楽科及び美術科においては、いずれかの学科を志望する者に、志望順位にかかわらず、実技検査を実施する。

なお、各高等学校における面接、小論文及び実技検査の概要、実施期日、実施方法等については、令和7年10月末日までにそれぞれの高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

(2) 検査の実施期日及び日程

令和8年3月4日（水）及び3月5日（木）

検査の日程については、各高等学校長が定める。ただし、第一次選抜学力検査の「国語」、「数学」及び「英語」の3教科、面接並びに小論文については、次の日程で実施する。

期 日	時 間 帯	教 科
令和8年 3月4日（水）	9：20～10：10	国 語
	10：30～11：20	数 学
	11：40～12：30	英 語
	12：30～13：20	（昼 食）
	13：20～14：10	小 論 文
	14：30～	面 接

(3) 検査場

原則として、出願先高等学校とする。

(4) 携行品

ア 受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、直定規

イ その他受検に必要な携行品については、各高等学校長が定める。

8 追検査

(1) 追検査の対象者及び受検手続

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「5 追検査」の「(1) 追検査の対象者」及び「(2) 追検査の受検手続」に同じである。

(2) 追検査の内容等

「Ⅰ 全日制の課程」の「第6 帰国生徒等に係る入学者の選抜」の「7 検査の内容等」に準ずる。ただし、受検中の急病等による場合は、既に受検した検査及び受検中の検査以外の検査を実施する。

(3) 追検査の実施期日及び日程

令和8年3月4日（水）の検査は令和8年3月10日（火）に、令和8年3月5日（木）の検査は令和8年3月11日（水）に実施する。なお、第一次選抜学力検査の「国語」、「数学」及び「英語」の3教科、面接並びに小論文については、次の日程で実施する。

期 日	時 間 帯	教 科
令和8年 3月10日（火）	9：20～10：10	国 語
	10：30～11：20	数 学
	11：40～12：30	英 語
	12：30～13：20	(昼 食)
	13：20～14：10	小 論 文
	14：30～	面 接

9 選抜方法

高等学校長は、校長、副校長、教頭及び適宜の人数の教諭から成る入学者選抜委員会を組織し、選抜の厳正を期する。

高等学校長は、提出された各出願者の調査書の記録（出願者から「自己申告書」（別記第5号様式）が提出された場合は、これを含む。）、第一次選抜学力検査、面接、小論文の結果及び実技検査を実施した場合はその結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

10 合格辞退の手続

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「7 合格辞退の手続」に同じである。

11 合格発表等

(1) 発表の日時

令和8年3月13日（金）午前9時

(2) 発表の方法等

高等学校長は、合否の発表をWEB出願システム上で行う。また、合格者に「合格通知書」（別記第3号様式）を交付する。

出願者は、WEB出願システムから合否を確認する。

12 入学辞退の手続

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「9 入学辞退の手続」に同じである。

第7 外国人生徒等に係る入学者の選抜

外国人生徒等については、次に定めるところにより、全日制の課程の第一次選抜において、特別の入学者選抜方法によることができる。

1 実施校

外国人生徒等に対する第一次選抜における特別の入学者選抜（以下「外国人生徒選抜」という。）は、全日制の課程の全ての高等学校の学科で実施する。

2 受検資格

外国籍を有し、国外における生活が継続して2年以上で、入国後3年以内の者とする。

3 募集人員

募集人員は、各高等学校の入学定員とは別に、各校3名程度とする。

4 「外国人生徒選抜受検資格承認願」の提出手続等

外国人生徒選抜の受検を希望する者は、あらかじめ以下の手続により、「外国人生徒選抜受検資格承認願」（別記第16号様式）を提出しなければならない。

(1) 提出書類及び提出先

提出書類	○「外国人生徒選抜受検資格承認願」（別記第16号様式） ○添付書類 ・外国人出入国記録マスタファイルの写し（出入国在留管理庁に出入（帰）国記録に係る開示請求を行うこと） ・在留カードの写し ・宛先明記の返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な530円分の切手を貼った24cm×33.2cmの角形2号封筒）（※）
提出先	岐阜県教育委員会 高校教育課 高校入試係 〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号

（※）「I 全日制の課程」の「第2 出願資格」の「2 一家転住等に係る出願資格承認」における出願資格承認が必要な者は、定められた書類を同封する。なお、返信用封筒は1枚でよい。

(2) 提出期間

令和7年11月4日（火）から12月19日（金）までとする。

ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、令和7年12月20日（土）以降にその事情が判明した者については、令和8年1月30日（金）正午まで、外国人生徒選抜受検資格承認願を提出することができる。

(3) 「外国人生徒選抜受検資格承認願」の審査

県教育委員会において、受検資格承認審査会を設けて審査し、承認した者に対しては「外国人生徒選抜受検資格承認書」（別記第17号様式）を、不承認とした者に対してはその旨の文書を、令和8年1月8日（木）までに発送する。

ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、令和8年1月30日（金）正午までに出願資格承認願とともに、外国人生徒選抜受検資格承認願の提出のあった者に対しては、令和8年2月5日（木）までに外国人生徒選抜受検資格承認書又は不承認とした旨の文書を発送する。

5 出 願

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「2 出願」に準ずる。ただし、外国人生徒選抜において、独自検査は実施しない。

6 調査書

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「3 調査書」に同じである。

7 検査の内容等

(1) 検査の内容

この要項に定める第一次選抜学力検査の「国語」、「数学」及び「英語」の3教科、面接並びに小論文を実施する。ただし、高等学校長の定めるところにより、第一次選抜学力検査に代えて、各高等学校で作成する外国人生徒等学力検査を実施することができる。また、音楽科及び美術科においては、いずれかの学科を志望する者に、志望順位にかかわらず、実技検査を実施する。

各高等学校で作成する外国人生徒等学力検査の実施の有無については、県教育委員会において別に発表する。また、各高等学校における面接、小論文、外国人生徒等学力検査及び実技検査の概要、実施期日、実施方法等については、令和7年10月末日までにそれぞれの高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

(2) 検査の実施期日及び日程

令和8年3月4日（水）及び3月5日（木）

検査の日程については、各高等学校長が定める。ただし、第一次選抜学力検査の「国語」、「数学」及び「英語」の3教科、面接並びに小論文については、次の日程で実施する。

期 日	時 間 帯	教 科
令和8年 3月4日（水）	9：20～10：10	国 語
	10：30～11：20	数 学
	11：40～12：30	英 語
	12：30～13：20	(昼 食)
	13：20～14：10	小 論 文
	14：30～	面 接

(3) 検査場

原則として、出願先高等学校とする。

(4) 携行品

ア 受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、直定規

イ その他受検に必要な携行品については、各高等学校長が定める。

8 追検査

(1) 追検査の対象者及び受検手続

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「5 追検査」の「(1) 追検査の対象者」及び「(2) 追検査の受検手続」に同じである。

(2) 追検査の内容等

「Ⅰ 全日制の課程」の「第7 外国人生徒等に係る入学者の選抜」の「7 検査の内容等」に準ずる。ただし、受検中の急病等による場合は、既に受検した検査及び受検中の検査以外の検査を実施する。

(3) 追検査の実施期日及び日程

令和8年3月4日（水）の検査は令和8年3月10日（火）に、令和8年3月5日（木）の検査は令和8年3月11日（水）に実施する。なお、第一次選抜学力検査の「国語」、「数学」及び「英語」の3教科、面接並びに小論文については、次の日程で実施する。

期 日	時 間 帯	教 科
令和8年 3月10日（火）	9：20～10：10	国 語
	10：30～11：20	数 学
	11：40～12：30	英 語
	12：30～13：20	(昼 食)
	13：20～14：10	小 論 文
	14：30～	面 接

9 選抜方法

高等学校長は、校長、副校長、教頭及び適宜の人数の教諭から成る入学者選抜委員会を組織し、選抜の厳正を期する。

高等学校長は、提出された各出願者の調査書の記録（出願者から「自己申告書」（別記第5号様式）が提出された場合は、これを含む。）、第一次選抜学力検査又は外国人生徒等学力検査、面接、小論文の結果及び実技検査を実施した場合はその結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

高等学校長は、県教育委員会と協議の上、募集人員を上回って合格者を決定することができる。

10 合格辞退の手続

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「7 合格辞退の手続」に同じである。

11 合格発表等

(1) 発表の日時

令和8年3月13日（金）午前9時

(2) 発表の方法等

高等学校長は、合否の発表をWEB出願システム上で行う。また、合格者に「合格通知書」（別記第3号様式）を交付する。

出願者は、WEB出願システムから合否を確認する。

12 入学辞退の手続

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「9 入学辞退の手続」に同じである。

第8 県外募集実施校に係る入学者の選抜

県外に居住する者で、県外からの募集を行う学科に出願しようとする者については、次に定めるところにより、全日制の課程の第一次選抜において、特別の入学者選抜方法によることができる。

1 実施校等

県外募集実施校に係る入学者の選抜（以下「県外募集選抜」という。）の実施校、分野及び募集を行う学科については、県教育委員会において別に発表する。

2 出願資格

県外募集選抜により県外からの募集を行う学科に出願できる者は、「Ⅰ 全日制の課程」の「第2 出願資格」の「1 岐阜県立高等学校出願資格」の(1)及び(2)に定めるいずれかの出願資格を有する者で、「入学誓約書」（別記第12号様式）を提出することができる県外に居住する者とする。

3 募集人員

各高等学校の入学定員とは別に定め、県教育委員会において発表する。

4 「入学誓約書」の提出手続等

県外募集選抜に出願を希望する者は、「入学誓約書」（別記第12号様式）及び宛先明記の返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な530円分の切手を貼った24cm×33.2cmの角形2号封筒）を令和7年11月4日（火）から令和7年12月19日（金）までに出席先高等学校長に提出する。

高等学校長は、入学誓約書の提出があった場合、「出願手続通知書」（別記第13号様式）を、令和8年1月8日（木）までに発送する。

5 出 願

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「2 出願」に準ずる。ただし、出願校の選定において、県外募集実施校の中から、1つの高等学校の1つの学科を選定する。また、出願先の変更において、出願した高等学校を変更することはできない。

6 調査書

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「3 調査書」に同じである。

7 検査の内容等

(1) 検査の内容

この要項に定める標準検査を実施する。また、実施校の高等学校長は、「Ⅰ 全日制の課程」の「第8 県外募集実施校に係る入学者の選抜」の「1 実施校等」の分野に係る面接、小論文、実技検査及び自己表現のうちから定める検査を実施することができる。

る。

標準検査の他に実施校の高等学校長が定める検査については、県教育委員会において別に発表する。また、各高等学校における検査の概要、実施期日、実施方法等については、令和7年10月末日までにそれぞれの高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

(2) 検査の実施期日及び日程

令和8年3月4日（水）及び3月5日（木）

検査の日程については、各高等学校長が定める。ただし、第一次選抜学力検査は、次の日程で実施する。

期 日	時 間 帯	教 科
令和8年 3月4日（水）	9：20～10：10	国 語
	10：30～11：20	数 学
	11：40～12：30	英 語
	12：30～13：20	(昼 食)
	13：20～14：10	理 科
	14：30～15：20	社 会

(3) 検査場

原則として、出願先高等学校とする。

(4) 携行品

ア 受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、直定規

イ その他受検に必要な携行品については、各高等学校長が定める。

8 追検査

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「5 追検査」に準ずる。ただし、追検査の内容等については、「Ⅰ 全日制の課程」の「第8 県外募集実施校に係る入学者の選抜」の「7 検査の内容等」に準じ、受検中の急病等による場合は、既に受検した検査及び受検中の検査以外の検査を実施する。

9 選抜方法

実施校の高等学校長は、校長、副校長、教頭及び適宜の人数の教諭から成る入学者選抜委員会を組織し、選抜の厳正を期する。

実施校の高等学校長は、提出された各出願者の調査書の記録（出願者から「自己申告書」（別記第5号様式）が提出された場合は、これを含む。）、標準検査及び実施校の高等学校長が定める検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

10 合格発表等

(1) 発表の日時

令和8年3月13日（金）午前9時

(2) 発表の方法等

高等学校長は、合否の発表をWEB出願システム上で行う。また、合格者に「合格通知書」（別記第3号様式）を交付する。

出願者は、WEB出願システムから合否を確認する。

第9 第二次選抜

1 受検資格

公立高等学校に合格していない者とする。

2 募集人員

第一次選抜及び連携型選抜の合格者発表時に、当該選抜による合格者数の合計に帰国生徒選抜及び外国人生徒選抜における合格者数を加えた数が入学定員に満たない学科において、入学定員から第一次選抜、連携型選抜、帰国生徒選抜及び外国人生徒選抜における合格者数の合計を減じた数を募集人員とし、令和8年3月13日（金）に県教育委員会において発表する。

なお、第一次選抜及び連携型選抜の合格者発表時に、当該選抜による合格者数の合計に帰国生徒選抜及び外国人生徒選抜における合格者数を加えた数が入学定員を満たしている学科については、第二次選抜は実施しない。

3 出 願

(1) 出願校の選定

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「2 出願」の「(1) 出願校の選定」のAに同じである。

(2) 受検上の配慮申請書・自己申告書

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「2 出願」の「(2) 受検上の配慮申請書・自己申告書」に準ずる。ただし、自己申告書については、簡易書留等（封筒表面に「自己申告書在中」または「親展」と朱書きすること）により令和8年3月17日（火）まで（消印有効）に、出願先高等学校長に提出する。

(3) 出願期間

出願者は令和8年3月14日（土）午前9時から3月16日（月）午後4時までに出席する。

(4) 出願先の変更

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「2 出願」の「(5) 出願先の変更」に準ずる。ただし、出願変更期日は、令和8年3月17日（火）午前9時から正午までとする。

(5) 入学検査料の納付と受検票の印刷

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「2 出願」の「(6) 入学検査料の納付と受検票の印刷」に準ずる。ただし、入学検査料の納付期間は、出願変更期間後から令和8年3月18日（水）正午までとする。

4 調査書

中学校長は、各出願者の「調査書」（別記第1号様式）を、調査書提出期日（令和8年3月18日（水））に、各出願先高等学校長に提出しなければならない。

調査書を郵送する場合、中学校長は、あらかじめ、出願先高等学校長に郵送することを伝えた上で、簡易書留等により提出する。

5 検査の内容等

(1) 検査の内容

面接を実施する。また、高等学校長は、その定めるところにより、この要項に定める第二次選抜学力検査及び小論文を実施することができる。なお、音楽科及び美術科においては、いずれかの学科を志望する者に、志望順位にかかわらず、実技検査を実施する。

各高等学校で実施する検査については、県教育委員会において別に発表する。また、各高等学校が実施する検査の概要、実施方法等については、令和7年10月末日までにそれぞれの高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

(2) 第二次選抜学力検査

第二次選抜学力検査は、県教育委員会で作成した問題により、「国語」、「数学」及び「英語（放送を聞いて答える問題は含まない。）」の3教科において実施する。各教科の配点は100点とする。

(3) 検査の実施期日及び日程

令和8年3月19日（木）

検査の日程については、各高等学校長が定める。ただし、第二次選抜学力検査を実施する高等学校は、「国語」、「数学」又は「英語（放送を聞いて答える問題は含まない。）」の3教科のうち、実施する教科を定め、次の日程で実施する。

期 日	時 間 帯	教 科
令和8年 3月19日（木）	9：20～ 9：50	国 語
	10：05～10：35	数 学
	10：50～11：20	英 語

(4) 検査場

原則として、出願先高等学校とする。

(5) 携行品

ア 受検票

イ 第二次選抜学力検査を受検する場合は、アに加えて、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、直定規

ウ その他受検に必要な携行品については、各高等学校長が定める。

6 選抜方法

高等学校長は、校長、副校長、教頭及び適宜の人数の教諭から成る入学者選抜委員会を組織し、選抜の厳正を期する。

また、「調査書」（別記第1号様式）に記入された「2 各教科の学習の記録」の評定（目標に準拠した5段階の評定）については、「第1学年と第2学年（義務教育学校においては第7学年と第8学年）の各教科の評定の合計値」と「第3学年（義務教育学校においては第9学年）の各教科の評定の合計値を2倍した値」の和を用いる。

高等学校長は、中学校長から提出された各出願者の調査書の記録（出願者から「自己申告書」（別記第5号様式）が提出された場合は、これを含む。）及び各高等学校で実施した検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

7 合格発表等

(1) 発表の日時

令和8年3月24日（火）午前9時

(2) 発表の方法等

高等学校長は、可否の発表をWEB出願システム上で行う。また、合格者に「合格通知書」（別記第3号様式）を交付する。

出願者は、WEB出願システムから可否を確認する。

8 入学辞退の手続

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「9 入学辞退の手続」に同じである。

第10 その他

(1) 出願手続に関する注意

出願資格の申請に虚偽があった者又は出願に関わる書類等の重要事項に誤記、不備その他事実と反する記載があったことにより入学したと認められる者は、入学許可後においても入学許可を取り消すことがある。

(2) 漢字等の表記

WEB出願システムで氏名等を入力するときは、JIS第2水準までの文字に置き換える。また、受検者への通知もJIS第2水準までの文字で表記する。

(3) 書類の提出

提出書類を直接持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日に持参する。

Ⅱ 定 時 制 の 課 程

第1 入学定員

県教育委員会において決定し、別に発表するところによる。

第2 出願資格

1 岐阜県立高等学校出願資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者のうち、原則保護者とともに岐阜県内に居住する者又は保護者とともに岐阜県内に居住することが確実な者とする。

- (1) 中学校、これに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）のいずれかを卒業若しくは修了（以下「卒業」という。）した者又は令和8年3月に卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

2 一家転住等に係る出願資格承認

県外からの一家転住その他のやむを得ない事情等により、岐阜県立高等学校に出願を希望する者は、あらかじめ下記の「出願資格承認願」を提出しなければならない。

(1) 提出書類及び提出先

ア 県外の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者

提出書類	○「出願資格承認願」（別記第8号様式） ○添付書類等 ・一家転住等の事情を証明する書類（転勤証明書等、任意の様式） ・宛先明記の返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な530円分の切手を貼った24cm×33.2cmの角形2号封筒）
提出先	出願先高等学校

イ 日本人学校を卒業した者又は卒業見込みの者

提出書類	○「出願資格承認願」（別記第9号様式） ○添付書類等 ・「在学証明書」、「卒業証明書」又は「卒業見込証明書」 ・岐阜県内に居住（予定）することを証明する書類 ・「身元引受書」（※）（別記第11号様式） ・宛先明記の返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な530円分の切手を貼った24cm×33.2cmの角形2号封筒）
提出先	岐阜県教育委員会 高校教育課 高校入試係 〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号

ウ 外国における正規の教育機関の9年目の課程を修了した者、修了見込みの者又は
中学校卒業程度認定試験合格者

提出書類	☐ 出願資格承認願（別記第9号様式） ☐ 添付書類等 ・ 正規の教育機関の9年目の課程の修了を証明する書類等 ・ 岐阜県内に居住（予定）することを証明する書類 ・ 「身元引受書」（※）（別記第11号様式） ・ 宛先明記の返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な530円分の切手を貼った24cm×33.2cmの角形2号封筒）
提出先	岐阜県教育委員会 高校教育課 高校入試係 〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号

（※）保護者が帰国の遅れ等により一時的に県内に居住できない場合は、県内に居住している確かな身元引受人を定め、身元引受書を提出する。出願者が保護者とともに岐阜県内に居住することが確実な場合は、身元引受書の提出は不要である。

（2）提出期間

令和7年11月4日（火）から12月19日（金）までとする。

ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、令和7年12月20日（土）以降にその事情が判明した者については、第一次選抜においては令和8年1月30日（金）正午まで、第二次選抜においては令和8年2月27日（金）正午まで出願資格承認願を提出することができる。

（3）「出願資格承認願」の審査

出願資格承認願の提出があった場合は、当該承認願を受領した高等学校又は県教育委員会において出願資格承認審査会を設けて審査し、承認した者に対しては「出願資格承認書」（別記第10号様式）を、不承認とした者に対してはその旨の文書を、令和8年1月8日（木）までに発送する。

ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、第一次選抜において令和8年1月30日（金）正午までに「出願資格承認願」の提出のあった者に対しては、令和8年2月5日（木）までに、また、第二次選抜において令和8年2月27日（金）正午までに「出願資格承認願」の提出のあった者に対しては、令和8年3月9日（月）までに、出願資格承認書又は不承認とした旨の文書を発送する。

第3 出願方法

出願者は、岐阜県公立高等学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）により出願する。

第4 第一次選抜

1 募集人員

募集人員は、入学定員とする。

2 出 願

(1) 出願校の選定

出願者は、定時制の課程の岐阜県立高等学校の中から、1つの高等学校の1つの学科又は部（入学者の募集の単位としての学科又は部をいう。以下同じ。）を選定し、出願することができる。Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部を設置する高等学校においては、同一校の他の部を第2志望及び第3志望とすることができる。

(2) 受検上の配慮申請書・自己申告書

ア 障がいなどにより受検上の配慮を希望する者は、事前に在学（出身）学校の学校長（以下「中学校長」という。）に申し出る。中学校長はやむを得ない事情がある場合を除き、令和7年7月1日から令和8年1月末日までに、「受検上の配慮申請書」（別記第4号様式）を出願しようとする高等学校長に提出する。高等学校長は、県教育委員会と協議の上、受検上の配慮をすることができる。

イ 出願者のうち、欠席日数の多い者等は、「自己申告書」（別記第5号様式）を提出することができる。出願者及び保護者は自己申告書を記入し、簡易書留等（封筒表面に「自己申告書在中」または「親展」と朱書きすること）により令和8年2月19日（木）まで（消印有効）に、出願先高等学校長に提出する。

(3) 受検上の特別配慮措置

ア 特別配慮措置の対象者

国外における生活が継続して3年以上で、入（帰）国後6年以内の者とする。

イ 特別配慮措置の内容

県教育委員会において審査した上で、学力検査問題の問題文等の漢字について、ルビを振る。

ウ 「特別配慮措置申請書」の提出手続等

特別配慮措置を希望する者は、あらかじめ以下の手続により、「特別配慮措置申請書」（別記第6号様式）を提出しなければならない。

(ア) 提出書類及び提出先

提出書類	○「特別配慮措置申請書」（別記第6号様式） ○添付書類等 ・「外国人出入国記録マスタファイルの写し」又は「日本人出帰国記録マスタファイルの写し」（出入国在留管理庁に出入（帰）国記録に係る開示請求を行うこと）（※） ・宛先明記の返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な530円分の切手を貼った24cm×33.2cmの角形2号封筒）（※2）
提出先	岐阜県教育委員会 高校教育課 高校入試係 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

(※) 「Ⅰ 全日制の課程」の「第6 帰国生徒等に係る入学者の選抜」又は「第7 外国人生徒等に係る入学者の選抜」の受検資格承認願の添付書類と共用してよい。

(※2) 「Ⅰ 全日制の課程」の「第2 出願資格」、「第6 帰国生徒等に係る入学者の選抜」又は「第7 外国人生徒等に係る入学者の選抜」の資格承認願を申請している場合は、返信用封筒は1枚でよい。

(イ) 提出期間

令和7年11月4日（火）から12月19日（金）までとする。ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、令和7年12月20日（土）以降にその事情が判明した者については、令和8年1月30日（金）正午まで、特別配慮措置申請書を提出することができる。

(ロ) 「受検上の特別配慮措置」の審査

県教育委員会において審査し、承認書又は不承認とした旨の文書を令和8年1月8日（木）までに発送する。ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、令和8年1月30日（金）正午までに特別配慮措置申請書の提出のあった者に対しては、令和8年2月5日（木）までに承認書又は不承認とした旨の文書を発送する。

(4) 出願期間

出願者は、令和8年2月6日（金）正午から2月12日（木）正午までに出席する。

(5) 出願先の変更

ア 出願者は、出願変更期間（令和8年2月13日（金）午前9時から2月17日（火）正午まで）に、出願した内容を1回に限り変更することができる。なお、全日制の第一次選抜又は通信制前期選抜に出願変更することもできる。

イ 出願した者が、やむを得ない事情により、検査当日に欠席することが事実となった場合は、出願変更期間内に出願の取下げができる。ただし、再出願することはできない。

(6) 入学検査料の納付と受検票の印刷

ア 出願者は、出願変更期間後から、令和8年2月24日（火）17時までに入学金検査料として、950円をWEB出願システムを通して納付する。なお、一度納付された入学金検査料の返還は行わない。また、入学金検査料の納付において、カード番号等の不正利用等により入学金検査料の納付が完了しなかった場合は、入学許可後においても入学許可を取り消すことがある。

イ 出願者は、入学金検査料の納付後にWEB出願システムにより受検票を印刷する。

3 調査書

中学校長は、各出願者の「調査書」（別記第1号様式）を、調査書提出期間（令和8年2月18日（水）から2月19日（木）まで）に、各出願先高等学校長に提出しなければならない。受付は、午前9時から午後4時までとする。

調査書を郵送する場合、中学校長は、あらかじめ、出願先高等学校長に郵送することを伝えた上で、簡易書留等により提出する。

4 検査の内容等

(1) 検査の内容

面接を実施する。加えて、この要項に定める第一次選抜学力検査又は各高等学校で作成する基礎的な学力をみる検査のうちから、高等学校長が定める検査を実施する。また、高等学校長は、その定めるところにより、小論文、実技検査及び自己表現を実施することができる。

なお、各高等学校が実施する検査については、県教育委員会において別に発表する。また、各高等学校が実施する検査の概要、実施方法等については、令和7年10月末日までにそれぞれの高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

(2) 検査の実施期日及び日程

令和8年3月4日（水）及び3月5日（木）

検査の日程については、各高等学校長が定める。ただし、第一次選抜学力検査を実施する高等学校は、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」又は「英語（放送を聞いて答える問題を含む。以下同じ。）」の5教科のうち、実施する教科を定め、次の日程で実施する。

期 日	時 間 帯	教 科
令和8年 3月4日（水）	9：20～10：10	国 語
	10：30～11：20	数 学
	11：40～12：30	英 語
	12：30～13：20	(昼 食)
	13：20～14：10	理 科
	14：30～15：20	社 会

(3) 検査場

原則として、出願先高等学校とする。

(4) 携行品

ア 受検票

イ 第一次選抜学力検査を受検する場合は、アに加えて、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、直定規

ウ その他受検に必要な携行品については、各高等学校長が定める。

5 追検査

(1) 追検査の対象者及び受検手続

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「5 追検査」の「(1) 追検査の対象者」及び「(2) 追検査の受検手続」に同じである。

(2) 追検査の内容等

「Ⅱ 定時制の課程」の「第4 第一次選抜」の「4 検査の内容等」に準ずる。ただし、受検中の急病等による場合は、既に受検した検査及び受検中の検査以外の検査を実施する。

(3) 追検査の実施期日及び日程

令和8年3月4日（水）の検査は令和8年3月10日（火）に、令和8年3月5日（木）の検査は令和8年3月11日（水）に実施する。なお、第一次選抜学力検査を実施する高等学校は、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」又は「英語」の5教科のうち、実施する教科を定め、次の日程で実施する。

期 日	時 間 帯	教 科
令和8年 3月10日（火）	9：20～10：10	国 語
	10：30～11：20	数 学
	11：40～12：30	英 語
	12：30～13：20	(昼 食)
	13：20～14：10	理 科
	14：30～15：20	社 会

6 選抜方法

高等学校長は、校長、副校長、教頭及び適宜の人数の教諭から成る入学者選抜委員会を組織し、選抜の厳正を期する。

高等学校長は、中学校長から提出された各出願者の調査書の記録（出願者から自己申告書が提出された場合は、これを含む。）及び各高等学校で実施した検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

7 合格辞退の手続

岐阜県立高等学校に出願した者が、合格発表前に合格を辞退する場合は、速やかに「合格辞退届」（別記第21号様式）を中学校長に提出する。中学校長は、令和8年3月10日（火）正午までに、合格辞退届を高等学校長に提出する。

8 合格発表等

(1) 発表の日時

令和8年3月13日（金）午前9時

(2) 発表の方法等

高等学校長は、合否の発表をWEB出願システム上で行う。また、合格者に「合格通知書」（別記第3号様式）を交付する。

出願者は、WEB出願システムから合否を確認する。

9 入学辞退の手続

岐阜県立高等学校に合格した者が、入学を辞退する場合は、速やかに「入学辞退届」（別記第21号様式）を中学校長に提出する。中学校長は、入学辞退届を高等学校長に提出する。

第5 第二次選抜

1 受検資格

公立高等学校に合格していない者とする。

2 募集人員

第一次選抜の合格者発表時に、合格者数が入学定員に満たない学科又は部において、入学定員から第一次選抜の合格者数を減じた数を募集人員とし、令和8年3月13日（金）に県教育委員会において発表する。

なお、第一次選抜の合格者発表時に入学定員を満たしている学科又は部については、第二次選抜を実施しない。

3 出 願

(1) 出願校の選定

「Ⅱ 定時制の課程」の「第4 第一次選抜」の「2 出願」の「(1) 出願校の選定」に同じである。

(2) 受検上の配慮申請書・自己申告書

「Ⅱ 定時制の課程」の「第4 第一次選抜」の「2 出願」の「(2) 受検上の配慮申請書・自己申告書」に準ずる。ただし、自己申告書については、簡易書留等（封筒表面に「自己申告書在中」または「親展」と朱書きすること）により令和8年3月17日（火）まで（消印有効）に、出願先高等学校長に提出する。

(3) 出願期間

出願者は、令和8年3月14日（土）午前9時から3月16日（月）午後4時までに
出願する。

(4) 出願先の変更

「Ⅱ 定時制の課程」の「第4 第一次選抜」の「2 出願」の「(5) 出願先の変更」に準ずる。ただし、出願変更期日は、令和8年3月17日（火）午前9時から正午までとする。

(5) 入学考査料の納付と受検票の印刷

「Ⅱ 定時制の課程」の「第4 第一次選抜」の「2 出願」の「(6) 入学考査料の納付と受検票の印刷」に準ずる。ただし、入学考査料の納付期間は、出願変更期間後から令和8年3月18日（水）正午までとする。

4 調査書

「Ⅰ 全日制の課程」の「第9 第二次選抜」の「4 調査書」に同じである。

5 検査の内容等

「Ⅰ 全日制の課程」の「第9 第二次選抜」の「5 検査の内容等」に準ずる。

6 選抜方法

「Ⅱ 定時制の課程」の「第4 第一次選抜」の「6 選抜方法」に同じである。

7 合格発表等

「Ⅰ 全日制の課程」の「第9 第二次選抜」の「7 合格発表等」に同じである。

8 入学辞退の手続

「Ⅰ 全日制の課程」の「第4 第一次選抜」の「9 入学辞退の手続」に同じである。

第6 その他

(1) 出願手続に関する注意

出願資格の申請に虚偽があった者又は出願に関わる書類等の重要事項に誤記、不備その他事実と反する記載があったことにより入学したと認められる者は、入学許可後においても入学許可を取り消すことがある。

(2) 漢字等の表記

WEB出願システムで氏名等を入力するときは、J I S第2水準までの文字に置き換える。また、受検者への通知もJ I S第2水準までの文字で表記する。

(3) 書類の提出

提出書類を直接持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日に持参する。

Ⅲ 通 信 制 の 課 程

第1 入学定員

県教育委員会において決定し、別に発表するところによる。

第2 出願資格

1 岐阜県立高等学校出願資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者のうち、原則保護者とともに岐阜県内に居住する者又は保護者とともに岐阜県内に居住することが確実な者とする。

- (1) 中学校、これに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）のいずれかを卒業若しくは修了（以下「卒業」という。）した者又は令和8年3月に卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

2 一家転住等に係る出願資格承認

県外からの一家転住その他のやむを得ない事情等により、岐阜県立高等学校に出願を希望する者は、あらかじめ下記の「出願資格承認願」を提出しなければならない。

(1) 提出書類及び提出先

ア 県外の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者

提出書類	○「出願資格承認願」（別記第8号様式） ○添付書類等 ・一家転住等の事情を証明する書類（転勤証明書等、任意の様式） ・宛先明記の返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な530円分の切手を貼った24cm×33.2cmの角形2号封筒）
提出先	出願先高等学校

イ 日本人学校を卒業した者又は卒業見込みの者

提出書類	○「出願資格承認願」（別記第9号様式） ○添付書類等 ・「在学証明書」、「卒業証明書」又は「卒業見込証明書」 ・岐阜県内に居住（予定）することを証明する書類 ・「身元引受書」（※）（別記第11号様式） ・宛先明記の返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な530円分の切手を貼った24cm×33.2cmの角形2号封筒）
提出先	岐阜県教育委員会 高校教育課 高校入試係 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

ウ 外国における正規の教育機関の9年目の課程を修了した者、修了見込みの者又は
中学校卒業程度認定試験合格者

提出書類	○出願資格承認願（別記第9号様式） ○添付書類等 ・ 正規の教育機関の9年目の課程の修了を証明する書類等 ・ 岐阜県内に居住（予定）することを証明する書類 ・ 「身元引受書」（※）（別記第11号様式） ・ 宛先明記の返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な530円分の切手を貼った24cm×33.2cmの角形2号封筒）
提出先	岐阜県教育委員会 高校教育課 高校入試係 〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号

（※）保護者が帰国の遅れ等により一時的に県内に居住できない場合は、県内に居住している確かな身元引受人を定め、身元引受書を提出する。出願者が保護者とともに岐阜県内に居住することが確実な場合は、身元引受書の提出は不要である。

（2）提出期間

令和7年11月4日（火）から12月19日（金）までとする。

ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、令和7年12月20日（土）以降にその事情が判明した者については、前期選抜においては令和8年1月30日（金）正午まで、後期選抜においては令和8年2月27日（金）正午まで出願資格承認願を提出することができる。

（3）「出願資格承認願」の審査

出願資格承認願の提出があった場合は、当該承認願を受領した高等学校又は県教育委員会において出願資格承認審査会を設けて審査し、承認した者に対しては「出願資格承認書」（別記第10号様式）を、不承認とした者に対してはその旨の文書を、令和8年1月8日（木）までに発送する。

ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、前期選抜において令和8年1月30日（金）正午までに「出願資格承認願」の提出があった者に対しては、令和8年2月5日（木）までに、また、後期選抜において令和8年2月27日（金）正午までに「出願資格承認願」の提出があった者に対しては、令和8年3月9日（月）までに、出願資格承認書又は不承認とした旨の文書を発送する。

第3 出願方法

出願者は、岐阜県公立高等学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）により出願する。

第4 募集人員

募集人員は、入学定員とする。

第5 前期選抜

1 出 願

(1) 出願校の選定

出願者は、通信制の課程の岐阜県立高等学校の中から、1つの高等学校の1つの学科を選定し、出願することができる。

(2) 受検上の配慮申請書

障がいなどにより受検上の配慮を希望する者は、原則として、事前に中学校長に申し出る。中学校長はやむを得ない事情がある場合を除き、令和7年7月1日から令和8年1月末日までに、「受検上の配慮申請書」（別記第4号様式）を出願しようとする高等学校長に提出する。高等学校長は、県教育委員会と協議の上、受検上の配慮をすることができる。

(3) 受検上の特別配慮措置

ア 特別配慮措置の対象者

国外における生活が継続して3年以上で、入（帰）国後6年以内の者とする。

イ 特別配慮措置の内容

県教育委員会において審査した上で、学力検査問題の問題文等の漢字について、ルビを振る。

ウ 「特別配慮措置申請書」の提出手続等

特別配慮措置を希望する者は、あらかじめ以下の手続により、「特別配慮措置申請書」（別記第6号様式）を提出しなければならない。

(ア) 提出書類及び提出先

提出書類	○「特別配慮措置申請書」（別記第6号様式） ○添付書類等 ・「外国人出入国記録マスタファイルの写し」又は「日本人出帰国記録マスタファイルの写し」（出入国在留管理庁に出入（帰）国記録に係る開示請求を行うこと。）（※） ・宛先明記の返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な530円分の切手を貼った24cm×33.2cmの角形2号封筒）（※2）
提出先	岐阜県教育委員会 高校教育課 高校入試係 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

- (※) 「Ⅰ 全日制の課程」の「第6 帰国生徒等に係る入学者の選抜」又は「第7 外国人生徒等に係る入学者の選抜」の受検資格承認願の添付書類と共用してよい。
- (※2) 「Ⅰ 全日制の課程」の「第2 出願資格」、「第6 帰国生徒等に係る入学者の選抜」又は「第7 外国人生徒等に係る入学者の選抜」の資格承認願を申請している場合は、返信用封筒は1枚でよい。
- (イ) 提出期間
令和7年11月4日（火）から12月19日（金）までとする。ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、令和7年12月20日（土）以降にその事情が判明した者については、令和8年1月30日（金）正午まで、特別配慮措置申請書を提出することができる。
- (ウ) 「受検上の特別配慮措置」の審査
県教育委員会において審査し、承認書又は不承認とした旨の文書を令和8年1月8日（木）までに発送する。ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、令和8年1月30日（金）正午までに特別配慮措置申請書の提出のあった者に対しては、令和8年2月5日（木）までに承認書又は不承認とした旨の文書を発送する。
- (4) 出願期間
出願者は、令和8年2月6日（金）正午から2月12日（木）正午までに出願する。
- (5) 出願先の変更
ア 出願者は、出願変更期間（令和8年2月13日（金）午前9時から2月17日（火）正午まで）に、出願した内容を1回に限り変更することができる。なお、全日制又は定時制の第一次選抜に出願変更することもできる。
イ 出願した者が、やむを得ない事情により、検査当日に欠席することが事実となった場合は、出願変更期間内に出願の取下げができる。ただし、再出願することはできない。
- (6) 受検票の印刷
出願者は、出願変更期間後にWEB出願システムにより受検票を印刷する。

2 調査書

- (1) 調査書の作成
調査書の作成に際し、「2 各教科の学習の記録」の欄は記入しない。
- (2) 調査書の提出
中学校長は、各出願者の「調査書」（別記第1号様式）を、調査書提出期間（令和8年2月18日（水）から2月19日（木）まで）に、各出願先高等学校長に提出しなけ

ればならない。受付は、午前9時から午後4時までとする。

調査書を郵送する場合、中学校長は、あらかじめ、出願先高等学校長に郵送することを伝えた上で、簡易書留等により提出する。

3 検査の内容等

(1) 検査の内容

面接及び自己表現を実施する。なお、各高等学校が実施する検査の概要、実施方法等については、令和7年10月末日までにそれぞれの高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

(2) 検査の実施期日及び日程

令和8年3月4日（水）又は令和8年3月5日（木）

検査の実施期日及び日程については、令和7年10月末日までにそれぞれの高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

(3) 検査場

原則として、出願先高等学校とする。

(4) 携行品

ア 受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム

イ その他受検に必要な携行品については、各高等学校長が定める。

4 追検査

(1) 追検査の対象者

前期選抜の検査当日に、インフルエンザ等の感染症や負傷など、やむを得ない事情により、前期選抜を受検することができなかった者又は受検中の急病等により途中から受検できなかった者のうち、追検査の措置を希望する者とする。

(2) 追検査の受検手続

ア 中学校長は、追検査の措置を希望する者が出た場合には、速やかに出願先高等学校長に、電話で報告する。

イ 中学校長は、「追検査受検申請書」（別記第18号様式）を、医師の診断書等の理由を証明する書類とともに、令和8年3月6日（金）正午までに、出願先高等学校長へ提出する。なお、やむを得ない事情により理由を証明できる書類が添付できない場合には、理由等を記入した副申書（任意の様式）を提出する。

ウ 高等学校長は、追検査の措置を希望する者に追検査の措置を認める場合、「追検査受検承認書」（別記第20号様式）を発行する。また、受検に必要な携行品（追検査受検承認書（出願者用）を含む。）、集合時間及び集合場所等について指示する。

エ 県外からの出願者等の場合も、中学校長を経由して、出願先高等学校長へ電話での報告を原則とするが、中学校長を経由しての報告が難しい場合は、中学校長を経由せずに、保護者等が電話で報告することも可とする。ただし、この場合であっても、前記イの措置をとることを原則とするが、中学校長を経由しての手続が難しい場合は、出願者又は保護者等が手続を行うことができる。なお、この場合の申請書は、「追検査受検申請書 県内の中学校を経由しない者用」（別記第19号様式）とする。

(3) 追検査の内容等

前期選抜の面接及び自己表現の追検査を実施する。ただし、受検中の急病等による場合は、既に受検した検査及び受検中の検査以外の検査を実施する。

(4) 追検査の実施期日

令和8年3月4日（水）の検査は令和8年3月10日（火）に、令和8年3月5日（木）の検査は令和8年3月11日（水）に実施する。

5 選抜方法

高等学校長は、校長、副校長、教頭及び適宜の人数の教諭から成る入学者選抜委員会を組織し、選抜の厳正を期する。

高等学校長は、中学校長から提出された各出願者の調査書の記録及び各高等学校で実施した検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

6 合格辞退の手続

岐阜県立高等学校に出願した者が、合格発表前に合格を辞退する場合は、速やかに「合格辞退届」（別記第21号様式）を中学校長に提出する。中学校長は、令和8年3月10日（火）正午までに、合格辞退届を高等学校長に提出する。

7 合格発表等

(1) 発表の日時

令和8年3月13日（金）午前9時

(2) 発表の方法等

高等学校長は、可否の発表をWEB出願システム上で行う。また、合格者に「合格通知書」（別記第3号様式）を交付する。

出願者は、WEB出願システムから可否を確認する。

8 入学辞退の手続

岐阜県立高等学校に合格した者が、入学を辞退する場合は、速やかに「入学辞退届」（別記第21号様式）を中学校長に提出する。中学校長は、入学辞退届を高等学校長に提出する。

第6 後期選抜

1 受検資格

公立高等学校に合格していない者とする。

2 出 願

(1) 出願校の選定

「Ⅲ 通信制の課程」の「第5 前期選抜」の「1 出願」の「(1) 出願校の選定」に同じである。

(2) 受検上の配慮申請書

「Ⅲ 通信制の課程」の「第5 前期選抜」の「1 出願」の「(2) 受検上の配慮申請書」に同じである。

(3) 出願期間

出願者は、令和8年3月24日（火）午前9時から3月25日（水）正午までに出願する。

(4) 受検票の印刷

出願者は、出願期間後にWEB出願システムにより受検票を印刷する。

3 調査書

(1) 調査書の作成

調査書の作成に際し、「2 各教科の学習の記録」の欄は記入しない。

(2) 調査書の提出

中学校長は、各出願者の「調査書」（別記第1号様式）を、調査書提出期日（令和8年3月25日（水）正午から午後4時まで）に、各出願先高等学校長に提出しなければならない。

調査書を郵送する場合、中学校長は、あらかじめ、出願先高等学校長に郵送することを伝えた上で、簡易書留等により提出する。

4 検査の内容等

「Ⅲ 通信制の課程」の「第5 前期選抜」の「3 検査の内容等」に同じである。ただし、検査の実施期日については、令和8年3月26日（木）である。

5 選抜方法

「Ⅲ 通信制の課程」の「第5 前期選抜」の「5 選抜方法」に同じである。

6 合格発表等

(1) 発表の日時

令和8年3月27日（金）午前9時

(2) 発表の方法等

高等学校長は、合否の発表をWEB出願システム上で行う。また、合格者に「合格通知書」（別記第3号様式）を交付する。

出願者は、WEB出願システムから合否を確認する。

7 入学辞退の手続

「Ⅲ 通信制の課程」の「第5 前期選抜」の「8 入学辞退の手続」に同じである。

第7 その他

(1) 出願手続に関する注意

出願資格の申請に虚偽があった者又は出願に関わる書類等の重要事項に誤記、不備その他事実と反する記載があったことにより入学したと認められる者は、入学許可後においても入学許可を取り消すことがある。

(2) 漢字等の表記

WEB出願システムで氏名等を入力するときは、JIS第2水準までの文字に置き換える。また、受検者への通知もJIS第2水準までの文字で表記する。

(3) 書類の提出

提出書類を直接持参する場合は、土曜日、日曜日、祝日及び月曜日を除く平日に持参する。

Ⅳ 評 定 分 布 一 覧 表 等 の 作 成 及 び 提 出

1 評定分布一覧表及び第3学年の学級別成績一覧表の作成

県内の中学校長は「評定分布一覧表」（別記第2号様式）を作成する。作成に当たっては、第3学年（義務教育学校にあっては第9学年。以下同じ。）の生徒（特別支援学級（知的障がい）に在籍する生徒は除く。）について、第3学年の各教科の評定を段階別に集計した数を記入する。

「第3学年の学級別成績一覧表（任意の様式）」の作成に当たっては、「評定分布一覧表」の作成において集計した個々の生徒の各教科の評定について、学級ごとに一覧にした資料とする。ただし、生徒氏名を記入しないこと。

2 県教育委員会等への提出

県内の公立中学校長は、「評定分布一覧表」及び「第3学年の学級別成績一覧表」を各3部作成し、令和8年2月13日（金）までに、当該市町村（組合）教育委員会教育長宛て提出する。市町村（組合）教育委員会教育長は、各2部を当該区域を所管する教育事務所長宛て速やかに提出する。教育事務所長は、各1部を県教育委員会高校教育課長宛て速やかに提出する。

県内の国立及び私立の中学校長は、「評定分布一覧表」及び「第3学年の学級別成績一覧表」を各1部作成し、令和8年2月13日（金）までに、県教育委員会高校教育課長宛て提出する。なお、郵送の場合は、簡易書留等で送付する。

V 入 学 者 選 抜 に 係 る 情 報 の 提 供

1 受検者本人への情報の提供

岐阜県立高等学校の入学者選抜の資料である調査書及び学力検査得点については、以下のとおりとする。

(1) 調査書情報の提供

調査書情報の提供の請求があった場合には、次により、即日、情報の提供を行うこととする。

ア 請求ができる者は、受検者とする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、請求者が受検した県立高等学校とする。

エ 請求ができる期間は、当該年度の入学者選抜が終了した後の最初の4月1日から1年間とする。

なお、各高等学校の教育活動等に支障のある日時を除くものとする。

オ 情報提供は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、当該写しの交付に要する費用は請求者が負担するものとする。

(2) 学力検査得点情報の通知

WEB出願システムにより、第一次選抜学力検査又は第二次選抜学力検査における教科別得点を受検者に通知する。

2 中学校長への情報の提供

県内の中学校長は、第一次選抜学力検査又は第二次選抜学力検査における自校の受検者の得点情報をWEB出願システムにより得ることができる。ただし、受検者が学力検査における得点の提供に同意した場合に限る。

調 査 書

受検番号

1 学 籍 の 記 録										
学級		ふりがな					性 別	生 年 月 日	平成 年 月 日 生	
整理番号		氏 名						卒業(見込)	平成 年 月 日 卒業見込 令和 卒 業	
2 各 教 科 の 学 習 の 記 録							3 特 別 活 動 の 記 録			
教科	I 観点別学習状況			II 評 定 目標に準拠した5段階の評定			I 活動の 状 況	学級活動	生徒会活動	学校行事
	観点	学年	3年	1年	2年	3年				
国語	知識・技能						II 事実	4 学校内外における諸活動の記録		
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度									
社会	知識・技能									
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度									
数学	知識・技能									
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度									
理科	知識・技能									
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度									
音楽	知識・技能						5 特 記 事 項			
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度									
美術	知識・技能									
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度									
保健体育	知識・技能						記載責任者氏名	上記の記載事項には、誤りのないことを証明します。		
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度									
技術・家庭	知識・技能						令和 年 月 日	学 校 名		
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度									
外国語	知識・技能						校 長 名	印		
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度									

調 査 書 作 成 要 領

1 調査書作成に当たって

中学校長又は義務教育学校長は、調査書の作成に当たっては、調査書作成委員会（以下「委員会」という。）を設けて、厳正を期する。

委員会は、校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、学年主任及びその他教員をもって構成し、校長を委員長として組織する。

2 調査書作成上の注意事項

- (1) 調査書は、中学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）生徒指導要録、健康診断票等の資料に基づいて作成する。
- (2) 令和8年3月卒業見込みの生徒に関する第3学年（義務教育学校にあっては第9学年。以下同じ。）の記録は、令和8年1月31日現在で記入するとともに、記載年月日も同一とする。
- (3) 鮮明に記入する。なお、必要に応じてゴム印、ワープロ等を用いてもよい。
- (4) 記入する数字は、全て算用数字を用いる。

3 調査書記入上の注意事項

- (1) 「受検番号」の欄は、自動入力されるもの以外は、中学校では記入しない。
- (2) 学級及び整理番号は、第3学年の学級及び整理番号を記入する。
- (3) 「1 学籍の記録」の欄の記入について
ア 氏名の表記は、生徒指導要録の文字に一致させる。
イ 元号及び卒業見込又は卒業については、該当事項を○印で囲み、生徒の卒業見込み年月日又は卒業した年月日を記入する。
- (4) 「2 各教科の学習の記録」の欄の記入について
ア 「Ⅰ 観点別学習状況」の欄には、第3学年の評価について、A及びCのみを記入し、Bは記入しない。
イ 「Ⅱ 評定」の欄には、「児童生徒の学習評価及び指導要録に記載する事項等」（岐阜県教育委員会）に基づき、各教科の各学年（義務教育学校にあっては、第7、8及び9学年。以下同じ。）の評定を、目標に準拠した評価による5段階の評定で記入する。また、過年度卒業の出願者については、生徒指導要録の各学年の評定を記入する。なお、平成31年度以前に中学校を卒業した者については、調査書の提出は必要ない。
- (5) 「3 特別活動の記録」の欄の記入について
ア 特別活動における生徒の活動について、「Ⅰ 活動の状況」の欄には、学級活動、生徒会活動、学校行事における優れた項目に○印を記し、「Ⅱ 事実」の欄には、その主な事実について、簡潔に記入する。
イ 記入内容がないときは、「Ⅱ 事実」の欄に「特記事項なし」と記入する。
- (6) 「4 学校内外における諸活動の記録」の欄の記入について
ア 学校内外におけるスポーツ活動や文化活動への取組状況、主な大会の成績、社会活動やボランティア活動の取組状況等について最大5つまで簡潔に記入する。
イ 記入内容がないときは、「特記事項なし」と記入する。
- (7) 「5 特記事項」の欄の記入について
ア その他、特記すべき事項がある場合に記入する。
イ 記入内容がないときは、「特記事項なし」と記入する。

令和8年3月卒業見込み

評 定 分 布 一 覧 表

第3学年又は第9学年学級数（ ）

教科 評定	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	技 術 ・ 家 庭	外 国 語
5									
4									
3									
2									
1									
計									

（注）特別支援学級（知的障がい）に在籍する生徒は除く。

令和 年 月 日

学 校 名

校 長 名



合 格 通 知 書

受検番号 第 番

様

あなたは、令和 年度高等学校入学者選抜の結果、

本校の（全日制・定時制・通信制）の課程 科（群） 部

に（、独自検査を含む選抜により）合格したので通知します。

令和 年 月 日

岐阜県立〇〇高等学校長



※ J I S 第2水準までの漢字で表記しています。

受検上の配慮申請書

令和 年 月 日

_____ 高等学校長 様

在学（出身）学校名

校 長 名 印

貴校への出願に当たり、下記のとおり、受検上の配慮を申請します。

記

ふりがな 出願者氏名		平成 年 月 日生
希望する受検上の 配慮事項		
受検上の配慮を必 要とする理由（障 がい等の種類及び その程度、発症の 時期等）		
学校における日常 的な配慮事項、学 習・生活の状況		
他に出願を考えている高 等学校がある場合、学校 名を記入		

- ※ 在学（出身）学校長は、必要に応じて配慮申請の妥当性を証明できる書類を添付する。
- ※ 高等学校長は、この申請書の記載内容のみで受検上の配慮が必要な理由等を十分に把握できないと判断する場合には、健康診断の結果の写し、医師の診断書や個別の指導計画等を求めることができる。
- ※ 希望する配慮の記載例：検査場（面接含む）や座席位置の変更、検査問題の拡大や検査時間等の延長、器具等の持参使用や介助者の配置など

自己申告書

令和 年 月 日

_____ 高等学校長 様

出願する課程 ☐ 全日制 ☐ 定時制

在学（出身）学校名

出願者 氏 名（自署）

保護者 氏 名（自署）

現住所

電話番号

私は、貴校への出願に当たり、次のとおり申告します。

出願者記入欄（欠席の理由等）

保護者記入欄（高等学校に理解してほしいことがらなど）

受検番号	※
------	---

（※欄には記入しない。）

特別配慮措置申請書

令和 年 月 日

岐阜県教育委員会教育長 様

ふりがな
出願者 氏 名（自署）

平成 年 月 日生

保護者 氏 名（自署）

現住所

電話番号

メールアドレス

学力検査問題の問題文等の漢字にルビを振る特別な配慮措置を申請します。

記

1 出願を考えている高等学校

--

2 出願者の教育歴〔出国前、国外在住中、入（帰）国後等〕

学 校 名	期 間	所在地（国名、都市名等）
	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	

※ 承認された場合、全ての選抜について、学力検査問題の問題文等の漢字にルビが振られます。

※該当しないものを二本線で消去する。

連携型選抜受検資格報告書

令和 年 月 日

_____ 高等学校長 様

学 校 名

校 長 名

印

貴校の連携型選抜への受検資格がない生徒は（いません・以下のとおりです）。

出願者氏名	連携型選抜に出願できない理由

※ 必要に応じて枠を削除または追加する。

出願資格承認願

令和 年 月 日

_____ 高等学校長 様

ふりがな
出願者 氏 名（自署）

平成 年 月 日生

保護者 氏 名（自署）

現住所

電話番号

メールアドレス

私は、岐阜県立高等学校入学者選抜に下記の理由により出願したいので、承認くださるよう、必要書類を添付の上、保護者連署をもってお願いします。また、岐阜県立高等学校以外のいかなる公立高等学校にも出願しません。

なお、入学後、申請内容に虚偽のあることが判明した場合は、入学許可を取り消されても異存はありません。

記

1 理由（詳細に）

2 出願者の入学後の住所

上記の事情に相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

在学（出身）学校名

校 長 名

印

出願資格承認願

令和 年 月 日

岐阜県教育委員会教育長 様

ふりがな

出願者 氏 名（自署）

平成 年 月 日生

保護者 氏 名（自署）

現住所

電話番号

メールアドレス

私は、岐阜県立高等学校入学者選抜に下記の理由により出願したいので、承認くださるよう、必要書類を添付の上、保護者連署をもってお願いします。また、岐阜県立高等学校以外のいかなる公立高等学校にも出願しません。

なお、入学後、申請内容に虚偽のあることが判明した場合は、入学許可を取り消されても異存はありません。

記

1 理由（詳細に）

2 出願者の入学後の住所

※ 国外から出願する者は裏面も記入する。

(裏)

※ 以下の項目は国外から出願する者のみ記入する。

3 出願者及び保護者の状況

	在学（出身）学校名・勤務先等	帰国・入国（予 定）年 月
出願者		
保護者		

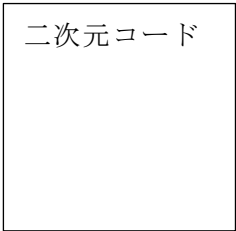
4 出願者と保護者の帰国・入国予定年月が異なる場合は以下の項目について記入する。

(理 由)		
身 元 引受人	氏 名	出願者との関係
	住 所（電話番号）	
	()	

出願資格承認書

様（平成 年 月 日生）

岐阜県立高等学校入学者選抜に出願することを承認します。
下記の二次元コード等からWEB出願システムに登録してください。



URL _____

令和 年 月 日

承認者



身元引受書

令和 年 月 日

岐阜県教育委員会教育長 様

身元引受人氏名（自署）

住 所

電話番号

下記の者が貴校を出願するに当たり、出願者の保護者が岐阜県内に居住するまでの間、責任をもって出願者の身元引受人となることを承諾します。

記

1 出願者氏名

2 保護者氏名

3 身元引受人の出願者との関係

4 出願者の入学後の住所

入学誓約書

令和 年 月 日

_____高等学校長 様

ふりがな
出願者 氏 名（自署）

平成 年 月 日生

保護者 氏 名（自署）

現住所

電話番号

私は、貴校へ出願するに当たり、岐阜県立高等学校以外のいかなる公立高等学校にも出願しないこと、合格した場合は、相違なく入学すること及び保護者が引き続き県外に居住するとき（保護者とともに居住する場合を除く。）は身元保証人を定めることを、本人及び保護者連署の上、ここに誓約します。

上記の事情に相違ありません。

令和 年 月 日

在学（出身）学校名

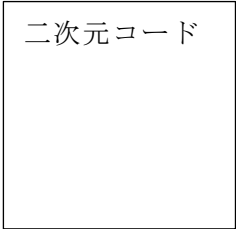
校長名



出願手続通知書

様 （平成 年 月 日生）

県外募集実施校に係る入学者の選抜に出願するため、下記の二次元コード等からWEB出願システムに登録してください。



URL _____

令和 年 月 日

高等学校長



帰国生徒選抜受検資格承認願

岐阜県教育委員会教育長 様

令和 年 月 日

ふりがな
出願者 氏 名（自署）

平成 年 月 日生

保護者 氏 名（自署）

現住所

電話番号

メールアドレス

私は、第一次選抜における帰国生徒等に係る入学者の選抜を受検したいので、承認くださるよう、必要書類を添付の上、保護者連署をもってお願いします。

記

1 出願を考えている高等学校

--

2 提出時における出願者の教育歴〔出国前、国外在住中、帰国後等〕

学 校 名	期 間	所在地（国名、都市名等）
	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	

※ 中学校等に在籍している者は、現在の在籍校も記入すること。

帰国生徒選抜受検資格承認書

様（平成 年 月 日生）

第一次選抜における帰国生徒等に係る入学者の選抜を受検することを承認します。

令和 年 月 日

岐阜県教育委員会

教 育 長



外国人生徒選抜受検資格承認願

岐阜県教育委員会教育長 様

令和 年 月 日

ふりがな
出願者 氏 名（自署）

平成 年 月 日生

保護者 氏 名（自署）

電話番号

メールアドレス

私は、第一次選抜における外国人生徒等に係る入学者の選抜を受検したいので、承認くださるよう、必要書類を添付の上、保護者連署をもってお願いします。

記

1 出願を考えている高等学校

--

2 提出時における出願者の教育歴〔国外在住中、入国後等〕

学 校 名	期 間	所在地（国名、都市名等）
	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	

※ 中学校等に在籍している者は、現在の在籍校も記入すること。

外国人生徒選抜受検資格承認書

様（平成 年 月 日生）

第一次選抜における外国人生徒等に係る入学者の選抜を受検することを承認します。

令和 年 月 日

岐阜県教育委員会

教 育 長



追検査受検申請書

令和 年 月 日

高等学校長 様

在学（出身）学校名

校長名



下記の出願者について、追検査の受検を申請します。

出願者氏名	
志願する課程	☐ 全日制の課程 ☐ 定時制の課程 ☐ 通信制の課程
受検番号	
出願学科（群）・部	科（群）・部
追検査の受検を申請する検査	☐ 第一次選抜学力検査 ☐ 国語 ☐ 数学 ☐ 英語 ☐ 理科 ☐ 社会 ☐ 独自検査 () ☐ その他 () ☐ 通信制前期選抜 ☐ 自己表現 ☐ 面接
理由	

※ □印の欄には、該当するところに「レ」印を記入する。

追検査受検申請書

県内の中学校を経由しない者用

令和 年 月 日

_____ 高等学校長 様

出願者 氏 名（自署）

保護者 氏 名（自署）

電話番号

私は次のとおり、保護者連署をもって追検査の受検を申請します。

志願する課程	☐ 全日制の課程 ☐ 定時制の課程 ☐ 通信制の課程
受検番号	
出願学科（群）・部	科（群）・部
追検査の受検を申請する 検査	☐ 第一次選抜学力検査 ☐ 国語 ☐ 数学 ☐ 英語 ☐ 理科 ☐ 社会 ☐ 独自検査 () ☐ その他 () ☐ 通信制前期選抜 ☐ 自己表現 ☐ 面接
理由	

※ ☐印の欄には、該当するところに「レ」印を記入する。

追検査受検承認書

令和 年 月 日

（在学（出身）学校長） 様

高等学校名

校 長 名



下記のとおり、追検査の受検を承認します。

出願者氏名		受検番号	
追検査の受検を承認する検査	・ 第一次選抜学力検査（国語・数学・英語・理科・社会） ・ 独自検査（ ） ・ その他（ ） ・ 通信制前期選抜（自己表現・面接）		

（以下を切り取り出願者に渡してください）

追検査受検承認書（出願者用）

出願者氏名		受検番号	
追検査の受検を承認する検査	・ 第一次選抜学力検査（国語・数学・英語・理科・社会） ・ 独自検査（ ） ・ その他（ ） ・ 通信制前期選抜（自己表現・面接）		

上記のとおり、追検査の受検を承認します。

令和 年 月 日

高等学校名

校 長 名



※ この追検査受検承認書（出願者用）を追検査当日に持参する。

※該当しないものを二本線で消去する。

（合格・入学）辞退届

令和 年 月 日

_____高等学校長 様

受 検 番 号	
---------	--

私は、下記の理由により、保護者連署をもって（合格・入学）を辞退します。

記

1 理由

2 出願者氏名（自署）

3 保護者氏名（自署）

上記の事情に相違ありません。

令和 年 月 日

在学（出身）学校名

校 長 名



